

〔巻頭言〕

裁判例より見たる民事信託

理事 中野正俊

わが国には、一般に、営業信託（商事信託）のみで、非営業信託（民事信託、以下この語を使用）は存在しないと言われている。その理由として、「元来信託制度を案出した英国においては、個人の財産保護のために民事信託として誕生し発達したのであるが、信託の歴史的伝統を有しないわが国においては、米国において商事信託化された信託制度を導入したために、ほとんどが商事信託であって、民事信託はほとんど利用されていない」と言われる。果たして、そうであろうか。確かに、民間団体（長野県・軽井沢ライオンズクラブ）が公益信託の受託者になったケースは存在するものの、当初英国で見られたような一般の個人または法人を受託者とする信託は、實際上存在しないと言っても間違いはないであろう。

しかしながら、わが国において、民事信託が全く存在しないと解することには多少疑問である。後述するように、裁判例を見るかぎり、数多くの事例について、民事信託と言えるものを散見することができるからである。民事信託は、その性質上、裁判例として表面化していないだけで、実は無数に存在していると言っても過言ではないのである。裁判所は、信託法1条の規定について、信託の定義のほかに、信託法の適用範囲も明らかにしたものと捉えていると言えるのである。蓋し、数多くの事例について、信託当事者の信託設定に関する意思を問題にすることなく、信託法1条に該当するような外形が作出されているならば、信託法を適用しているからである。換言すれば、「財産権の移転」と「一定の目的に従って財産を管理または処分」の要件を具備するかぎり、信託と見做しているのである。

そこで、紙面の都合上、若干の裁判例を紹介しながら（その他の裁判例については、中野正俊・信託法判例研究参照）、簡単に民事信託の適否を検証してみたい。

まず、古くは、母が子に属する財産の管理のために、母自身の名義にした後その財産（預金債権）を子の承諾を得ることなく他人の質権設定に質物として供した事例において、大審院（昭和10年10月4日民集14巻22号1954頁）は、信託義務違反に関する信託法31条に基づいて、子の取消権行使を容認したのである。子の財産を母の名義に移したときに、委託者・受益者を子とし、母を受託者とする民事信託が成立するものと解しているであろう。また、騙取金の疑いのある金員の保管のために将来被害者に返還するまでの間大口被害者の名義で特別口座預金をしていた金員について、大口被害者の債権者が預金先の銀行に対して転付命令を以て支払請求した事例において、最高裁（昭和29年11月16日判例時報41号11頁）は、当該預金債権は信託財産であって預金名義人個人の財産ではないと判示したのである。この場合にも、委託者・受益者を被害者とし、大口被害者を受託者とする民事信託が成立していると解したのである。両判例とも、信託関係の存在することを前提にしているものであり（これに対して、寄託の事例としたものとして、大審院第一民事部判決民集14巻2号95頁参照）、民事信託設定による効果ではないとの反論も成り立つが、民事信託の一種と考えてよいであろう。信託の分類において、商事信託でない限り、民事信託と言い得るからである。

同様に、最近の判例によるものとして、公共工事の請負業者が破産したために保証会社が発注者に支払った金員に対して請負業者の破産管財人が当該金員（預金債権）は破産財団に属するものとしてその返還を求めた事例において、東京高裁（平成12年10月25日民事11部判決判例時報1753号38頁）は、信託の成立を是認しているのである。発注者を委託者・受益者とし、請負業者を受託者とするものである。

このように見てきた結果として、民事信託は無数に存在すると言ってもよいであろう（この他の事例として、マンション所有者と管理組合との関係（東京高判平成12年12月14日など））。